

報告事項キ

鳥取県美術館フォーラム2016（鳥取会場）の概要について

鳥取県美術館フォーラム2016（鳥取会場）の概要について、別紙のとおり報告します。

平成28年7月13日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

## 鳥取県美術館フォーラム（鳥取会場）の開催結果について

平成 28 年 7 月 13 日  
博 物 館

- 1 日 時 平成 28 年 7 月 10 日（日）午後 1 時から午後 3 時まで
- 2 場 所 鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）
- 3 内 容 ・ 検討状況説明  
・ 基調講演「美術館をめぐる人々の出会いと学びー「教育普及活動」のこれまでとこれから」世田谷美術館主任学芸員 塚田 美紀 氏  
・ パネルディスカッション

### 4 概 要

#### 《鳥取会場参加者からの主な意見》

- ・ 障がいのある人の美術活動支援について、現在、職場でワークショップなどの活動をしているが、予算、職員も少なく、どのように展開していくべきか悩んでいる。新しい美術館と一緒に進めたい。
- ・ 若いアーティストも美術館（博物館）に縁がなく、距離が遠く感じている。新しい美術館には、もっと積極的に関わっていききたい。
- ・ 建物はそこそこでいいが、管理運営にはお金をかけるべき。県民の作品をふんだんに展示するとか、美術を通して交流するとか、県民が足を運びやすい運営にしてほしい。財政上苦しいから駄目だという単純なことではなく、真剣に議論してほしい。
- ・ 県立美術館は、去年から新築ありきで進められてきたが、県議会の常任委員会で 100 億もかけるのはおかしい、県民コンセンサスが得られていないと言われて、途端に 80 億に見直した。それで新築を正当化しようとしているが、財政ひっ迫の折、そんなにお金をかけるべきなのか。その根本的などころを県民との対話で見直してほしい。
- ・ 過去の経緯からして、美術館整備の凍結を解除したなら鳥取市に作るべきで、今さら他市町村から候補地を推薦させるのはおかしい。観光客に来てもらうためにも、県庁所在地の鳥取市に作るべき。
- ・ 過去の約束ではなくて、県民のためにどんな美術館がどこにあるべきかの議論を深めて立地を決定すべき。県庁所在地にあるべきとの考えは間違い。財政ありきで美術館構想を考えるべきではないが、最終的には県財政とすり合わせて鳥取県に合った美術館を作るべき。

(参考)

#### 《米子・倉吉会場参加者からの主な意見》

- ・ スペインのプラド美術館に行ったとき、美術館の中で青年がキャンバスをかけて絵を描いていて驚いた。日本の美術館ではペンも持ち込み禁止だ。誰もが気軽に親しめる美術館であってほしい。
- ・ 瀬戸内芸術祭は、島と島をつなぐスケールの大きな芸術祭だ。鳥取県も東部だ中部だと引っ張り合って、いがみあうのではなくて、東中西部を結ぶ大きなスケールで美術館を考えていただきたい。
- ・ 鳥取県には中部の前田寛治と西部の辻晋堂というアーティストがいる。美術館ができれば、子どもを招いて勉強してくださいではなく、まずは先生にビデオや出前という形でもっと地元作家作品の素晴らしさを浸透させてほしい。その結果、将来的には小さくてもいいので、西部には辻晋堂記念館、中部なら前田寛治記念館ができるなど、住民の機運が盛り上がるようにすることを県立美術館に期待する。

- ・ H13 に文化芸術振興基本法が施行されて、文化芸術の重要性が認識されたはずだが、鳥取県は美術館が作られなかった。この結果、子ども達が本物を見て感性を磨かないといけな  
い時期に、そういう機会がなくなった。野球選手に野球場がない、サッカー選手にサッカー場が無いように、グラウンド、バックボーンがないと活動はできない。全国に向けて文化後進県を宣伝しているようなもの。
- ・ 立地場所の決定に当たっては、最終的な判断を行う県議会議員も現地を確認すべき。
- ・ 身近な美術館とするため、新しい美術館では地元で地道に活動している者の活動も取り入れてほしい。そうすれば裾野が広がっていく。(愛好家グループ、中学・高校の部活動、絵画教室、保育園児等に作品発表の場を)
- ・ 新しい美術館では、ボランティアによる作品解説で、より多くの県民に美術の良さを伝えてほしい。
- ・ 基調講演の「美術館だけではなく、町全体が美術館」とはすごい発想だ。倉吉は地域にアート作品が置いてある。そうした取組も踏まえてこれからの美術館のあり方を検討してほしい。
- ・ 鳥取県に美術館を整備する時は、建てて終わりではなく、「こういう美術館に育てよう」と、美術館づくりに参画することが地域づくりに繋がる。コンセプトが決まる前にこうしたフォーラムがあったら、立地場所の綱引きの話が盛り上がることなく、良い話が進んだと思う。

(参考)

## 鳥取県 美術館フォーラム 2016

# みんなでかんがえる 美術館の可能性

### 開催要項

#### 1. 趣 旨

鳥取県では現在、県立博物館の老朽化や収蔵スペース狭隘化への対応、そしてアートによる地域再生拠点の必要性などから、同館の美術部門を独立させ、新たに美術館を建設することを検討している。そこで、これまでの検討状況を説明するとともに、さまざまな分野の専門家を招いてフォーラムを開催し、美術館とは何か、鳥取県にはどのような美術館が必要なのかについて、県民と一緒に考えて考える機会を県内3か所で持つこととする。

#### 2. 開催概要

##### (1) 第1回 テーマ：美術館に期待するもの

- ・期 日 等：平成28年6月18日（土）13：00～15：00
- ・会 場 等：米子コンベンションセンター BIG SHIP 小ホール 定員300名
- ・検討状況説明：尾崎信一郎（鳥取県立博物館副館長）
- ・基調講演：「鳥取の美術館に期待するもの」  
熊田 司氏（和歌山県立近代美術館館長）
- ・パネルディスカッション  
コーディネイター：林田英樹氏（鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員長）  
パネラー：熊田司氏、鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員（半田委員、衣笠委員、谷本委員）

##### (2) 第2回 テーマ：美術館と地域づくり

- ・期 日 等：平成28年6月19日（日）13：00～15：00
- ・会 場 等：鳥取県立倉吉体育文化会館 大研修室 定員360名
- ・検討状況説明：大場尚志（鳥取県立博物館館長）
- ・基調講演：「美術館と地域づくり ～十和田市でのプロジェクトを中心に」  
藤 浩志氏（美術作家・秋田公立美術大学教授／前十和田市現代美術館館長）
- ・パネルディスカッション  
コーディネイター：林田英樹氏（鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員長）  
パネラー：藤浩志氏、山本教育長、鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員（半田委員、来間委員）

##### (3) 第3回 テーマ：美術館と人づくり

- ・期 日 等：平成28年7月10日（日）13：00～15：00
- ・会 場 等：鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館 ホール 定員400名
- ・検討状況説明：大場尚志（鳥取県立博物館館長）
- ・基調講演：「美術館をめぐる人々の出会いと学びー「教育普及活動」のこれまでとこれから」  
塚田美紀氏（世田谷美術館主任学芸員）
- ・パネルディスカッション  
コーディネイター：中島諒人氏（演出家・鳥の劇場芸術監督／鳥取県教育委員長）  
パネラー：塚田美紀氏、鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員（水沢委員、森口委員、田村委員）

(参考)

## 鳥取県美術館キャラバンの実施について

県立博物館

### 1 趣旨

鳥取県立美術館整備基本構想については、現在なお鳥取県美術館整備基本構想検討委員会で検討中であるが、これまでの議論により構想内容は粗方固まりつつある。しかし、その内容に対する県民理解は、現在の博物館(美術部門)の現状や課題が十分認知されていないこともあって、まだまだ不足しているのが実情である。

そこで県下各地に出かけて行って、基本構想の内容を博物館美術部門の現状等と併せて説明し、それらへの県民的な理解を深めるとともに、様々な意見を頂戴して今後の活動見直しや構想取りまとめの作業に反映し、博物館活動の充実と美術館整備の方向性に対する県民合意の形成を図る。

### 2 概要

当館学芸員等によるキャラバン隊を編成し、県下各市町村や住民団体の協力を得て、各地の公民館等の市町村施設や飲食店等の民間施設を会場に、周辺住民に対して博物館美術部門の現状等と美術館整備基本構想の内容を説明し、理解してもらうため次のようなイベントを巡回開催する。

- (1) 博物館の主な収蔵美術品及びその収蔵・展示、教育普及活動の状況を写真パネル、プロジェクター映像等により、学芸員が説明しながら紹介する。

《案》

No	タイトル	内容
1	話そう！アートの魅力 「県立博物館の美術作品」	収蔵美術品を画像などを用いて紹介する。学芸員と対話しながら鑑賞し、その魅力に触れていただく。
2	楽しみながら！アートに親しむ 「県立博物館の美術作品」	アートカルタなど収蔵美術品をもとにした各種鑑賞グッズを使ってゲームを行い、楽しみながら美術作品に親しんでいただく。
3	レクチャー「気軽にアートと出会える場づくり」	当館が積極的に行っている様々なスタイルの美術普及事業について、記録映像などを紹介しながら分かりやすく説明する。

- (2) 美術館整備基本構想の内容を説明し、参加者と意見交換する。  
(3) 実施時期は、平成28年7月下旬から8月下旬に重点的に実施する。  
(4) 市町村や住民団体の協力により、参加者を20名程度以上は確保する。